

八 街 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の
運 営 に 関 す る 基 準（案）

八 街 市 市 民 部 児 童 家 庭 課

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

1 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

2 確認制度における運営に関する基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、確認される施設・事業所に対しては、下記事項が求められます。

① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと。

② 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。（法第34条第2項、法第46条第2項）

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に当たって

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の制定に当たっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。（法第34条第3項、法第46条第3項）

「従うべき基準」	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならぬ基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
「参酌すべき基準」	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

【 1 】 利用定員に関する基準

(1) 利用定員

(※) 従 : 従うべき基準 参 : 参酌すべき基準

項 目	国の示す基準の内容	※	本市の基準
利用定員	確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。 ・ 認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号認定子どもの区分を定める。 ・ 保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号・3号認定子どもの区分を定める。 ・ 幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。 ・ 家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ・ 小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める（C型については経過措置有）。 ・ 居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ・ 事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定め	従	国の基準どおり

	る。 3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。		
定員の遵守	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。 ・年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第34条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国の基準どおり

【 2 】 運営に関する基準

(1) 利用開始に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	※	本市の基準
内容・手続きの説明、同意、契約	・教育・保育の提供開始に当たって、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得ることを求めることとする。	従	国の基準どおり
	・事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明すること基本とする。 その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。	参	国の基準どおり
応諾義務	・利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではない。	従	国の基準どおり

(正 当 な 理 由 の な い 提 供 拒 否 の 禁 止)	・ 「 正 当 な 理 由 」 は 、 ① 定 員 に 空 き が な い 場 合 ② 定 員 を 上 回 る 利 用 の 申 込 み が あ っ た 場 合 (選 考 が 必 要) ③ そ の 他 特 別 な 事 情 が あ る 場 合 を 基 本 と す る 。		
定 員 を 上 回 る 利 用 が あ る 場 合 の 選 考	・ 定 員 を 上 回 る 利 用 の 申 込 み が あ っ た 場 合 、 国 が 定 め る 選 考 基 準 に 基 づ き 選 考 を 行 う こ と と な る が 、 選 考 方 法 に つ い て は 明 示 を 求 め る 。 ・ 教 育 標 準 時 間 認 定 (1 号) を 受 け た 子 ど も の 場 合 、 「 抽 選 」 、 「 先 着 順 」 、 「 建 学 の 精 神 等 設 置 者 の 理 念 」 な ど に 基 づ く 選 考 。 ・ 保 育 認 定 (2 号 、 3 号) を 受 け た 子 ど も の 場 合 は 、 市 が 利 用 調 整 を 行 う 。 ・ 支 給 認 定 子 ど も に 対 し 自 ら 適 切 な 教 育 ・ 保 育 を 提 供 す る こ と が 困 難 で あ る 場 合 は 、 適 切 な 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 又 は 特 定 地 域 型 保 育 事 業 を 紹 介 す る 等 の 適 切 な 措 置 を 速 や か に 講 じ な け れ ば な ら な い 。	従	国 の 基 準 ど お り
支 給 認 定 証 の 確 認 、 申 請 の 援 助	・ 保 護 者 の 受 給 資 格 を 確 認 す る た め 、 施 設 事 業 の 利 用 開 始 に 当 た っ て 、 支 給 認 定 証 の 確 認 (利 用 期 間 等) を 行 う こ と と す る 。 ・ 支 給 認 定 申 請 が 行 わ れ て い な い 場 合 に は 、 申 込 み の 意 思 を 踏 ま え て 、 速 や か に 適 切 な 申 請 が さ れ る よ う 援 助 を す る こ と と す る 。	参	国 の 基 準 ど お り

(2) 教育・保育の提供に関する基準

項 目	国の示す基準の内容	※	本市の基準
幼稚園教育要領、保育指針に則った保育の提供	・ 幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は認定こども園教育要領、幼稚園保育指針、幼稚園保育指針、幼稚園保育指針に基づき、適切に教育・保育を行う。 ・ 小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において円滑な接続に努めなければならない。 ・ 支給認定子どもへの心身の状況の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に対応し、必要に応じて適切な支援を行う。 ・ 運営に当たり、地域住民やその活動等と連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。	従	国の基準どおり
子どもの心身の状況の把握	・ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等を把握に努めなければならない。 ・ 支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに対応し、必要に応じて医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。	参	国の基準どおり
	① 利用児童の平等取扱い		

子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む)	入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するかなにより差別的取扱いをしてはならない。 ② 虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ③ 懲戒に係る権限の乱用防止 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	従	国の基準どおり
連携施設との連携 (地域型保育事業のみ)	※【従】 ・地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。 ・居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、支疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう支援助う、あらかじめ、連携する障害児入所施設の確保が必要。 ・利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等について連携協力を求めない。 ※【参】 ・特定地域型保育事業者は、支給認定子どもが卒園後に、継続的に提供される教育連携 ・保育と円滑な接続に資するよう、連携	従・参	国の基準どおり

	に努めなければならない。		
利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せを含む）	・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以外に、実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を徴収することができる。 ・実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない（第4項の規定による支払いを除く）。 ・施設・事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなくてはならない。	従	国の基準どおり
利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	・給付（委託費）を受けている子どもは、保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとした場合、市町村に対して通知することとする。	参	国の基準どおり
特別利用保育・特別利用保育の提供（特別利用保育の定員外扱い）	・特別利用保育・特別利用地域型保育（※）を認める場合の職員配置、設備、教員を認める。 ・保育の内容は、当該施設・事業で定められた基準等によることを基本とする。 ※「特別利用保育」： 教育標準時間認定（1号）子どもが、特 定教育・保育施設（保育所に限る）から 受ける保育をいう。	従	国の基準どおり

	※ 「特別利用教育」： 満3歳以上保育認定（2号）子どもが、 特定教育・保育施設（幼稚園に限る）から受ける教育をいう。 ※ 「特別利用地域型保育」： 教育標準時間認定（1号）子ども、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。 ※ 「特定利用地域型保育」： 満3歳以上保育認定（2号）子どもが、 特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。		
--	---	--	--

（3）管理・運営に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※	本市の基準
施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、提示	・運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、提示を求めることとする。 < 運営規程 > 1. 施設・事業の目的及び運営の方針 2. 提供する教育・保育の内容 3. 職員の職種、員数及び職務の内容 4. 教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日） 5. 利用料等に関する事項（実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む） 6. 利用定員（確認制度上の定員設定） 7. 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）	参	国の基準どおり

	8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待防止のための措置に関する事項 11. その他施設・事業の運営に関する重要事項 施設・事業者は、利用申込者の選択に資すると認められる重要事項（運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担等）を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。		
個人情報保護 （秘密保持）	- 施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 - 従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、施設・事業者が必要な措置を講じなければならない。 - 地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならない。	従	国の基準どおり
事故発生及び事故発生時の対応	- 事故の発生（再発）防止ため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針作成や分析や改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。 - 事故発生時の保護者（家族）や市町村に速やかに対処する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。	従	国の基準どおり

評価（事項評価、学校関係者評価、第三者評価）	・自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求めることとする。 ・保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受けて、その結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
苦情処理	・苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 ・苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善、報告等を行う旨を求めることとする。	参	国の基準どおり
会計処理	・他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国の基準どおり
記録の整備	・特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 ・特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 ① 特定教育・保育の提供に当たっての計画 ② 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処	参	国の基準どおり

	置 について の 記 録		
管 理 ・ 運 営 に 関 する そ の 他 の 事 項	① 勤 務 体 制 の 確 保 適 切 な 教 育 ・ 保 育 を 提 供 す る こ と が で き る よ う 、 職 員 の 勤 務 体 制 を 定 め 、 必 要 な 研 修 機 会 を 確 保 し 、 資 質 向 上 等 を 図 る こ と を 求 め る こ と と す る 。 ② 誇 大 広 告 の 禁 止 そ の 施 設 ・ 事 業 に つ い て 広 告 す る 場 合 、 虚 偽 又 は 誇 大 な も の と し て は な ら な い 。 ③ 利 益 供 与 等 の 禁 止 施 設 ・ 事 業 者 は 、 利 用 者 支 援 事 業 者 等 、 そ の 他 施 設 ・ 事 業 者 等 に 施 設 ・ 事 業 を 紹 介 す る こ と の 対 償 と し て 、 金 品 そ の 他 財 産 上 の 利 益 を 供 与 ま た は 、 収 受 し て は な ら な い 。	参	国 の 基 準 ど お り

【 3 】 そ の 他 の 基 準
八 街 市 独 自 の 基 準

項 目	八 街 市 の 考 え 方	本 市 の 基 準
暴 力 団 排 除	市 民 の 安 全 ・ 安 心 を 図 る た め 、 暴 力 団 等 の 参 入 ・ 影 響 を 排 除 し 、 安 心 し て 利 用 で き る 環 境 を 整 備 す る 。	事 業 者 は 、 八 街 市 暴 力 団 排 除 条 例 に 定 め る 暴 力 団 員 等 で な い こ と 。

○ 施 行 期 日

子 ども ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24年 法 律 第 65号 ） の 施 行 の 日 と す る 。

※ 基 準 は 条 例 で 定 め る こ と を 基 本 と し て い ま す が 、 機 動 的 な 対 応 が 必 要 な
内 容 又 は 専 門 性 の あ る 技 術 的 な 内 容 に 係 る 項 目 に つ い て は 、 規 則 な ど に
委 任 さ れ る こ と が あ り ま す 。